

## 中津川裁判 (不当労働行為事件)

# 完全勝利!

12月25日、最高裁判所は中津川運輸区不当労働行為救済命令取消訴訟上告提起事件（「平成18年（行ツ）第256号、（行ヒ）第302号」事件）で、**会社の上告を棄却し上告審として受理しない決定**を下しました。

この事件は、平成6年12月21日、愛知県労働委員会に不当労働行為救済申立を行って以降、13年間の長期にわたり闘ってきた事件です。愛知県労働委員会、中央労働委員会では、共に私たちの主張が認められ救済命令が下されました。中津川運輸区において当時の区長や首席助役が昇進試験の面接練習で脱退を示唆する発言を行ったことは不当労働行為であると認定されたのです。会社が、この命令を不服として訴えを起こしていたものでした。

今回の決定により、会社の主張が最高裁判所によって退けられ不当性が明らかとなりました。**中津川運輸区において不法行為が行われてことを最高裁判所が認めた**ということです。この13年間の闘いに終止符が打たれ完全勝利となりました。昨年末の「つぼ八裁判」の最高裁決定に続く画期的な勝利判決が確定したこととなりました。会社は、今回の**決定を真摯に受け止め直ちに謝罪すべき**である。それが社会的責務を果たすことです。

最高裁判所が  
会社の上告棄却!